

令和 8 年 8 月 2 8 日

第 4 回羽島市議会定例会議案

目 次

報第 5 号	専決処分の報告について（専第 7 号 損害賠償の額を定めることについて）	4
報第 6 号	専決処分の報告について（専第 8 号 損害賠償の額を定めることについて）	5
報第 7 号	専決処分の報告について（専第 9 号 損害賠償の額を定めることについて）	6
報第 8 号	令和 7 年度羽島市健全化判断比率の報告について	7
報第 9 号	令和 7 年度羽島市資金不足比率の報告について	8
報第 10 号	放棄した債権の報告について	9
議第 64 号	羽島市公平委員会委員の選任について	10
議第 65 号	羽島市教育委員会委員の任命について	11
議第 66 号	羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について	12
議第 67 号	羽島市福祉ふれあい会館条例の一部を改正する条例について	22
議第 68 号	羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	24
議第 69 号	羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	27
議第 70 号	羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	29
議第 71 号	羽島市景観条例の一部を改正する条例について	31
議第 72 号	羽島市駐車場条例の一部を改正する条例について	34
議第 73 号	羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について	36
議第 74 号	令和 8 年度羽島市一般会計補正予算（第 3 号）	39
議第 75 号	令和 8 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	52
議第 76 号	令和 8 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	57
議第 77 号	市道路線の廃止について	62
議第 78 号	市道路線の認定について	65
認第 1 号	令和 7 年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について	69
認第 2 号	令和 7 年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	69

認第 3 号	令和 7 年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	7 0
認第 4 号	令和 7 年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	7 0
認第 5 号	令和 7 年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	7 1
認第 6 号	令和 7 年度羽島市病院事業会計決算の認定について……………	7 1
認第 7 号	令和 7 年度羽島市水道事業会計決算の認定について……………	7 2
認第 8 号	令和 7 年度羽島市下水道事業会計決算の認定について……………	7 2

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

専第7号

損害賠償の額を定めることについて

令和7年12月18日（木）午後4時30分頃、羽島市竹鼻町狐穴字壺柄山438番地先の道路の沈下による段差により、歩行者が転倒し左足首骨折の損害を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年7月9日専決

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金180,000円
- 2 損害賠償の相手方 羽島郡笠松町在住の個人

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

専第8号

損害賠償の額を定めることについて

令和8年6月4日（木）午後3時12分頃、羽島市内の路上において、公用車を方向転換させるため後退した際、公用車の後部が車庫の柱と雨樋に接触し、当該物件に損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年7月14日専決

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金149,600円
- 2 損害賠償の相手方 羽島市在住の個人

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

専第9号

損害賠償の額を定めることについて

令和8年4月19日（日）午後6時30分頃、羽島市桑原町大須1丁目20番地先の道路上の穴により、北進していた自動車の左側の前タイヤとホイールに損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年7月31日専決

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金36,432円
- 2 損害賠償の相手方 岐阜市在住の個人

報第8号

令和7年度羽島市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度羽島市健全化判断比率を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.3	—

報第9号

令和7年度羽島市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度羽島市資金不足比率を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

会計の名称	資金不足比率（％）
病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

報第 10 号

放棄した債権の報告について

羽島市債権管理条例（平成 28 年羽島市条例第 47 号）第 9 条第 1 項の規定により
放棄した市の債権について、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

債権の名称	放棄事由	件数	金額（円）	放棄年月日
市民病院 個人医療費負担金	第 1 号	14	533,102	令和 8 年 3 月 31 日
水道料金	第 1 号	60	393,398	
水道料金	第 2 号	9	38,616	
水道料金	第 4 号	3	15,579	
水道開栓手数料	第 1 号	2	1,000	
合計		88	981,695	

（放棄事由の概要）

羽島市債権管理条例第 9 条第 1 項

第 1 号 消滅時効に係る時効期間の満了

第 2 号 破産免責等

第 4 号 相続人が不在又は相続を放棄

議第 6 4 号

羽島市公平委員会委員の選任について

羽島市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
服部 晋一郎		

【提案理由】

現委員である河路義隆氏の任期が、令和 8 年 1 0 月 1 0 日に満了することに伴い、新たに公平委員会委員を選任することについて、議会の同意を求めるものである。

議第 6 5 号

羽島市教育委員会委員の任命について

羽島市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
杉 山 裕 亮		

【提案理由】

現委員である今枝甫氏の任期が、令和 8 年 1 0 月 2 0 日に満了することに伴い、新たに教育委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第 6 6 号

羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例について

羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

職場におけるカスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を講ずることが義務付けられることに伴い、羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正するものである。

羽島市不当要求行為等対策条例の一部を改正する条例

羽島市不当要求行為等対策条例（平成25年羽島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>羽島市カスタマーハラスメント等対策条例</u> （目的） 第1条 この条例は、本市の事務事業に係る<u>カスタマーハラスメント等</u>に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。 <u>（定義）</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>カスタマーハラスメント等</u> 本市の事務又は事業に関し、市民等から職員等に対して行われる要求、言動その他の行為であって、その内容又は手段若しくは態様が、職員等が従事する職務又は業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、当該職員等の勤務環境若しくは就業環境を害し、又は公正な職務の遂行、公務の円滑かつ適正な執行若しくは庁舎等の施設の保	<u>羽島市不当要求行為等対策条例</u> （目的） 第1条 この条例は、本市の事務事業に係る<u>不当要求行為</u> _____等に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。 <u>（定義）</u> 第2条 この条例において「<u>不当要求行為等</u>」とは、公正な職務の遂行を損ない、又は損なうおそれがある次に掲げる行為をいう。 (1) <u>市が行う全ての行為に関し、正当な手続きを経ることなく特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為</u> (2) <u>市が行う全ての行為に対し、正当な手続きを経ることなくその達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為</u> (3) <u>職員の採用その他の人事に関し、正当な手続きを経ることなく特定の</u>

全及び秩序の維持を損ない、若しくは損なうおそれがあるもの（別表に掲げるものその他それらに類する行為をいう。）をいう。

(2) 市民等 市民、取引の相手方、施設の利用者、問合せをする者、近隣住民その他本市の事務又は事業に係るを有する者をいう。

(3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員で本市に勤務するもの並びに市長、副市長及び教育長をいう。

(4) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であって、本市の各機関を役務の提供先とするものをいう。

(5) 職員等 職員、派遣労働者その他本市の事務又は事業に関し業務に従事する者をいう。

処分その他の行為を要求する行為

(4) 職員に対し、正当な手続きを経ることなくその職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為

(5) 職務を遂行する職員に対し、自らの要求を直接的又は間接的に実現するため、違法又は暴力行為その他の社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為

ア 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為

イ 職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為

ウ 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為

エ 粗野又は乱暴な言動により職員に嫌悪の情を抱かせる行為

オ 正当な権利行使を装い、金銭及び権利を不当に要求する行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の事務及び事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別

職の職員のうち市長、副市長、教育長及び非常勤の嘱託員の職にある者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、関係する任命権者と連携し、職員及び派遣労働者に対するカスタマーハラスメント等の防止及び適切な対応を図るため、必要な体制の整備、周知及び研修、相談への対応、保護、再発防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、職員等に対するカスタマーハラスメント等を防止するため、カスタマーハラスメント等を許容しない旨の方針を明確にし、その周知に努めるものとする。

3 市長は、カスタマーハラスメント等への対策を講ずるに当たっては、法令、条例、規則その他の定めによる申請、不服申立て、合理的配慮の申出、正当な苦情、陳情、要望その他適法かつ正当な手続による申入れを不当に妨げ、又は侵害することのないよう、十分に配慮しなければならない。この場合において、当該申入れの内容又は手段若しくは態様が社会通念上許容される範囲を超えると認められるときは、当該申入れに係る言動をカスタマーハラスメント等として取り扱うことを妨げるものではない。

(職員の責務)

第4条 略

2 職員は、自己又は他の職員等がカスタマーハラスメント等を受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、必要に応じ、相互に連携し、情報の共有、対応の補助、役割の分担その他必要な方法により、適切に対応しなければならない。この場合において、当該カスタマーハラスメント等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがある場合には、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員（市長を除く。）は、カスタマーハラスメント等があったとき、又はその疑いがある事案を把握したときは、直ちに第6条に規定する対策責任者その他必要と認める職員に報告しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 何人も、職員等に対してカスタマーハラスメント等をしてはならない。

(対策責任者の責務)

第6条 市の組織内におけるカスタマーハラスメント等の予防、対策その他の措置を日常的に講ずるため、カスタマーハラスメント等防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

(職員の責務)

第3条 略

2 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員（市長を除く。）は、不当要求行為 _____等があったとき _____
は、直ちに第5条に規定する対策責任者その他必要と認める職員に報告しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 何人も、職員 に対して不当要求行為 _____等をしてはならない。

(対策責任者の責務)

第5条 市の組織内における不当要求行為 _____等の予防、対策その他の措置を日常的に講ずるため、不当要求行為 _____等防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 及び 3 略

4 対策責任者は、第4条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、所属する部の部長その他部長に相当する職にある者（以下「所管部長」という。）及び市長室危機管理課長に報告しなければならない。

（所管部長の責務）

第7条 所管部長は、対策責任者を指揮監督し、及び発生したカスタマーハラスメント等事案について、市が組織的に対処すべき事案であるかを判断するものとする。

2 及び 3 略

（羽島市カスタマーハラスメント等対策委員会）

第8条 本市におけるカスタマーハラスメント等への対策を統括するため、羽島市カスタマーハラスメント等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 略

3 対策委員会は、前条第3項の規定による報告その他のカスタマーハラスメント等に関する報告を受けたときは、当該カスタマーハラスメント等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を同項の規定による報告を行っ

2 及び 3 略

4 対策責任者は、第3条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、所属する部の部長その他部長に相当する職にある者（以下「所管部長」という。）及び市長室危機管理課長に報告しなければならない。

（所管部長の責務）

第6条 所管部長は、対策責任者を指揮監督し、及び発生した不当要求行為等事案について、市が組織的に対処すべき事案であるかを判断するものとする。

2 及び 3 略

（羽島市不当要求行為等対策委員会）

第7条 本市における不当要求行為等への対策を統括するため、羽島市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 略

3 対策委員会は、前条第3項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を同項の規定による報告を行っ

た所管部長及び市長に報告するものとする。

4 略

(カスタマーハラスメント等の行為者への警告等)

第9条 市長は、対策委員会から前条第3項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、警告その他のカスタマーハラスメント等を中止させるために必要かつ適切な措置（以下「警告等」という。）を講ずることができる。

2 市長は、必要がある場合は、第11条に規定する羽島市カスタマーハラスメント等審査会（次条において「審査会」という。）に諮問し、答申を受けた上で、警告等を行うことができる。

3 略

(公表)

第10条 市長は、警告等を行った場合において、その後もカスタマーハラスメント等を受けたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) カスタマーハラスメント等の行為者（以下「行為者」という。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) カスタマーハラスメント等の内容
- (3) 略

た所管部長及び市長に報告するものとする。

4 略

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第8条 市長は、対策委員会から前条第3項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、警告その他の不当要求行為等を中止させるために必要かつ適切な措置（以下「警告等」という。）を講ずることができる。

2 市長は、必要がある場合は、第10条に規定する羽島市不当要求行為等審査会（次条において「審査会」という。）に諮問し、答申を受けた上で、警告等を行うことができる。

3 略

(公表)

第9条 市長は、警告等を行った場合において、その後も不当要求行為等を受けたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 不当要求行為等の行為者（以下「行為者」という。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 不当要求行為等の内容
- (3) 略

2 及び 3 略

(羽島市カスタマーハラスメント等審査会)

第 1 1 条 次に掲げる事項に係る調査審議等をするため、羽島市カスタマーハラスメント等審査会を置く。

- (1) 第 9 条第 2 項の規定により諮問される警告等に関する事項
- (2) 略
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、カスタマーハラスメント等への対処に関し、市長が必要と認める事項

2 羽島市カスタマーハラスメント等審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員及び派遣労働者の保護)

第 1 2 条 市長は、職員又は派遣労働者がカスタマーハラスメント等を受け、又はこれに対応したことにより、当該カスタマーハラスメント等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員又は派遣労働者が安心して職務又は業務に従事できるよう、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 1 3 条 略

別表 (第 2 条関係)

<u>カスタマーハラスメント等に該当する</u>

2 及び 3 略

(羽島市不当要求行為等審査会)

第 1 0 条 次に掲げる事項に係る調査審議等をするため、羽島市不当要求行為等審査会を置く。

- (1) 第 8 条第 2 項の規定により諮問される警告等に関する事項
- (2) 略
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、不当要求行為等への対処に関し、市長が必要と認める事項

2 羽島市不当要求行為等審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の保護)

第 1 1 条 市長は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 1 2 条 略

行為	
(1) <u>正当な手続を経ることなく、特定の個人又は法人その他の団体に対し、有利又は不利な取扱いその他通常と異なる取扱いを要求する行為</u>	
(2) <u>正当な手続を経ることなく、本市が行う行為の達成を妨害し、又は遅延させることを目的とする行為</u>	
(3) <u>正当な手続を経ることなく、職員の採用、昇任、異動、評価、懲戒その他の人事に関し、特定の処分その他の行為を要求する行為</u>	
(4) <u>正当な手続を経ることなく、職員が職務上知り得た情報の提供又は職員が職務上なし得る特定の行為を要求する行為</u>	
(5) <u>本市の事務又は事業と関係のない要求又は本市が提供する行政サービスの内容を著しく超える要求</u>	
(6) <u>法令上又は事務処理上対応することが著しく困難又は不可能な要求</u>	
(7) <u>正当な権利行使を装った金銭、権利又は利益の要求その他不当な要求</u>	
(8) <u>暴行、傷害その他の身体的な攻撃</u>	
(9) <u>脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要その他の精神的な攻撃</u>	
(10) <u>大声、反社会的な言動、喧騒行為その他の威圧的な言動</u>	
(11) <u>同様の要求、質問の反復、揚げ足</u>	

<u>取り、執拗な責め立てその他の継続的又は執拗な言動</u>	
<u>(12) 不退去、居座り、監禁、長時間の電話その他の拘束的な言動</u>	
<u>(13) 粗野又は乱暴な言動</u>	
<u>(14) 庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせ、又はそのおそれを生じさせる言動</u>	
<u>(15) 職員等又は関係者のプライバシーを侵害する撮影、録音、録画又はインターネット上への投稿その他これらに類する言動</u>	
<u>(16) 性的な言動その他職員等に身体的又は精神的な苦痛を与える言動</u>	

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 6 7 号

羽島市福祉ふれあい会館条例の一部を改正する条例について

羽島市福祉ふれあい会館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島市児童センターにおける利用者の安全と安心を確保するため、羽島市福祉ふれあい会館条例の一部を改正するものである。

羽島市福祉ふれあい会館条例の一部を改正する条例

羽島市福祉ふれあい会館条例（平成１７年羽島市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章～第３章 略 第４章 児童センター（第２９条―第<u>34条</u>） 第５章及び第６章 略 附則 <u>（利用の制限等）</u> <u>第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、児童センターの利用を制限し、中止させ、又は禁止することができる。</u> <u>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者</u> <u>(2) 児童センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者</u> <u>(3) 前2号に掲げる者のほか、児童センターの管理上の支障があると認める者</u> 第５章 削除 <u>第35条から第40条まで</u> 削除	目次 第１章～第３章 略 第４章 児童センター（第２９条―第<u>33条</u>） 第５章及び第６章 略 附則 第５章 削除 <u>第34条から第40条まで</u> 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 8 号

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例について

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた
めの措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）の公布に伴い、羽
島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正
するものである。

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	<u>第14条 削除</u>

(羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年羽島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者</u> <u>は、法第34条の16第4項において</u> <u>準用する法第21条の5の18第4項</u> <u>の規定に基づき、児童対象性暴力等</u> <u>(学校設置者等及び民間教育保育等事</u> <u>業者による児童対象性暴力等の防止等</u> <u>のための措置に関する法律（令和6年</u> <u>法律第69号）第2条第2項に規定す</u> <u>る児童対象性暴力等をいう。以下この</u> <u>条において同じ。）を防止し、及び児</u> <u>童対象性暴力等が行われた場合に利用</u> <u>乳幼児を適切に保護するため、児童等</u> <u>対象業務従事者（利用乳幼児と接する</u> <u>業務に従事する者のうち、支配性、継</u> <u>続性及び閉鎖性のある環境の下で当該</u> <u>利用乳幼児に接するものをいう。）に</u> <u>係る犯罪事実確認（同法第4条第1項</u> <u>に規定する犯罪事実確認をいう。）そ</u> <u>の他の必要な措置を講じなければなら</u> <u>ない。</u>	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議第 6 9 号

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）の公布に伴い、羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年羽島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（多量の一般廃棄物） 第5条 廃掃法第6条の2第7項の規定により、市長が指示することができる多量の一般廃棄物は、1日平均排出量20キログラム以上とする。 2 略	（多量の一般廃棄物） 第5条 廃掃法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる多量の一般廃棄物は、1日平均排出量20キログラム以上とする。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 0 号

羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について

羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）の公布に伴い、羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 羽島市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年羽島市条例第１
 ２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録） 第４条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項の規定により作成された台帳</u>（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	（登録） 第４条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第２１条第２項の規定に基づき作成された台帳</u>（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議第 7 1 号

羽島市景観条例の一部を改正する条例について

羽島市景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の公布に伴い、羽島市景観条例の一部を改正するものである。

羽島市景観条例の一部を改正する条例

羽島市景観条例（平成30年羽島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（景観計画） 第7条 略 2 市は、景観計画の策定に当たっては、<u>法第8条第6項から第13項</u>までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合性に留意しなければならない。 3～5 略 （届出等） 第12条 略 2及び3 略 4 <u>法第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 （指定の基準） 第21条 市長は、法第92条第1項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）が、本市の景観事業の推進に資する法人であって、次の各号に掲げる基準に該当していると認められるときは、<u>景観整備推進法人</u>として指定することができる。 (1) <u>法第93条第1号、第7号及び第8号</u>に掲げる業務を行うに当たり、必要な知識を有する人員を確保でき、情報収集、調査及び分析その他	（景観計画） 第7条 略 2 市は、景観計画の策定に当たっては、<u>法第8条第5項から第11項</u>までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合性に留意しなければならない。 3～5 略 （届出等） 第12条 略 2及び3 略 4 <u>法第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 （指定の基準） 第21条 市長は、法第92条第1項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）が、本市の景観事業の推進に資する法人であって、次の各号に掲げる基準に該当していると認められるときは、<u>景観整備機構</u>として指定することができる。 (1) <u>法第93条第1号、第6号及び第7号</u>に掲げる業務を行うに当たり、必要な知識を有する人員を確保でき、情報収集、調査及び分析その他

当該業務を適正かつ確実に遂行する能力があると認められる者 (2) 略 (3) <u>法第93条第4号及び第5号</u>に掲げる業務を行うに当たり、公共施設の整備及び管理する能力その他業務を遂行するために必要な能力があると認められる者 2 略 (審議会の意見の聴取) 第22条 市長は、前条の規定による<u>景観整備推進法人</u>の指定を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。	当該業務を適正かつ確実に遂行する能力があると認められる者 (2) 略 (3) <u>法第93条第3号及び第4号</u>に掲げる業務を行うに当たり、公共施設の整備及び管理する能力その他業務を遂行するために必要な能力があると認められる者 2 略 (審議会の意見の聴取) 第22条 市長は、前条の規定による<u>景観整備機構</u>の指定を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
---	---

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

議第 7 2 号

羽島市駐車場条例の一部を改正する条例について

羽島市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

羽島市駅北駐車場等の駐車料金を見直すため、羽島市駐車場条例の一部を改正するものである。

羽島市駐車場条例の一部を改正する条例

羽島市駐車場条例（平成４年羽島市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(駐車料金)			(駐車料金)		
第 4 条 略			第 4 条 略		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
料金	1 台 3 0 分ごとにつき	2 0 0 円。ただし、	駐車料金	1 台 3 0 分ごとにつき	1 0 0 円。ただし、
		初めの 3 0 分まで			初めの 2 0 分まで
		無料			無料
2 略			2 略		
(料金の徴収)			(料金の徴収)		
第 5 条 料金は、自動車を入場させた者から自動車を出場させるときに徴収する。			第 5 条 料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出場させるときに徴収する。		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和８年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の羽島市駐車場条例の規定は、施行日以後に自動車を入場させた者から徴収する料金から適用し、同日前に自動車を入場させた者から徴収する料金については、なお従前の例による。

議第 7 3 号

羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について

羽島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

調理に用いる器具の周囲で使用される排気ダクトに起因する火災の発生を予防するため、羽島市火災予防条例の一部を改正するものである。

羽島市火災予防条例の一部を改正する条例

羽島市火災予防条例(昭和37年羽島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(液体燃料を使用する器具) 第18条 略 2 略 3 <u>液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u>	(液体燃料を使用する器具) 第18条 略 2 略
(固体燃料を使用する器具) 第19条 略 2 略 3 <u>固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。</u>	(固体燃料を使用する器具) 第19条 略 2 略
(気体燃料を使用する器具) 第20条 略 2 略 3 <u>気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>	(気体燃料を使用する器具) 第20条 略 2 略
(電気を熱源とする器具) 第21条 略 2 略 3 <u>電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するものの</u>	(電気を熱源とする器具) 第21条 略 2 略

ほか、第18条第3項の規定を準用する。	
---------------------	--

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議第 7 4 号

令和 8 年度羽島市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度羽島市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 0 3, 4 8 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0, 8 9 2, 1 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		2, 538, 845	21, 847	2, 560, 692
	2 県補助金	757, 773	21, 847	779, 620
17 寄附金		400, 000	3, 400	403, 400
	1 寄附金	400, 000	3, 400	403, 400
18 繰入金		2, 631, 799	39	2, 631, 838
	1 特別会計繰入金	6, 001	39	6, 040
19 繰越金		300, 000	1, 186, 500	1, 486, 500
	1 繰越金	300, 000	1, 186, 500	1, 486, 500
21 市債		1, 401, 000	91, 700	1, 492, 700
	1 市債	1, 401, 000	91, 700	1, 492, 700
歳出合計		29, 588, 687	1, 303, 486	30, 892, 173

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		3, 2 4 4, 1 0 0	1, 1 0 8, 2 2 5	4, 3 5 2, 3 2 5
	1 総 務 管 理 費	2, 6 4 8, 4 8 6	1, 1 0 8, 2 2 5	3, 7 5 6, 7 1 1
3 民 生 費		1 2, 0 5 6, 7 7 2	8 3, 5 8 2	1 2, 1 4 0, 3 5 4
	1 社 会 福 祉 費	6, 7 6 7, 7 7 5	3 6, 6 6 1	6, 8 0 4, 4 3 6
	2 児 童 福 祉 費	4, 2 2 6, 7 8 6	1 4, 8 7 5	4, 2 4 1, 6 6 1
	3 生 活 保 護 費	1, 0 6 2, 1 0 1	3 2, 0 4 6	1, 0 9 4, 1 4 7
4 衛 生 費		5, 2 4 2, 4 2 3	9, 2 6 6	5, 2 5 1, 6 8 9
	1 保 健 衛 生 費	2, 4 7 9, 5 9 6	9, 2 6 6	2, 4 8 8, 8 6 2
5 農 林 水 産 業 費		4 0 2, 1 4 7	6, 3 4 7	4 0 8, 4 9 4
	1 農 業 費	3 9 3, 8 4 9	6, 3 4 7	4 0 0, 1 9 6
6 商 工 費		4 4 2, 3 2 0	0	4 4 2, 3 2 0
	1 商 工 費	4 4 2, 3 2 0	0	4 4 2, 3 2 0
7 土 木 費		1, 5 9 5, 0 6 4	6 3, 4 6 2	1, 6 5 8, 5 2 6
	2 道 路 橋 り よ う 費	3 5 1, 1 0 0	6 2, 5 1 3	4 1 3, 6 1 3
	4 都 市 計 画 費	1, 0 8 5, 8 9 0	9 4 9	1, 0 8 6, 8 3 9
9 教 育 費		3, 1 1 7, 6 3 3	3 2, 6 0 4	3, 1 5 0, 2 3 7
	6 社 会 教 育 費	3 9 5, 7 3 5	3 2, 6 0 4	4 2 8, 3 3 9
歳 出 合 計		2 9, 5 8 8, 6 8 7	1, 3 0 3, 4 8 6	3 0, 8 9 2, 1 7 3

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
図書館空調設備改修事業	令和9年度	49,984

第3表

地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道路維持管理費	57,700	普通貸借又は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率見直しを行った後 においては、当該利率見直し後の利 率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行そ 他の場合には借入先と協定し、その条件に従うも のとする。ただし、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
コミュニティセ ンター施設管理 費	800	普通貸借又は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該利 率見直し後 の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合には借入先 と協定し、その条件に従 うものとする。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又 は低利に借換えすること ができる。	5,500	普通貸借又は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率見直し を行った後 において は、当該利 率見直し後 の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合には借入先 と協定し、その条件に従 うものとする。ただし、 市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償還又 は低利に借換えすること ができる。
図書館施設改修 事業	1,900	〃	〃	〃	31,200	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補助金	436,500	16,000	452,500	2 老人福祉費補助金	16,000	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 16,000(既決 0)
4 農林水産業費県補助金	76,705	5,847	82,552	1 農業費補助金	5,847	乳用初妊牛増頭対策支援事業補助金 500(既決 0) スマート農業技術導入支援事業補助金 2,926(既決 3,945) 新規就農者育成総合対策事業費補助金 150(既決 5,250) 経営体育成支援事業費補助金 2,271(既決 0)
計	757,773	21,847	779,620			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費寄附金	0	300	300	1 保健衛生費寄附金	300	健康づくり対策費寄附金 300(既決 0)
4 企業版ふるさと納税寄附金	0	3,100	3,100	1 企業版ふるさと納税寄附金	3,100	企業版ふるさと納税寄附金 3,100(既決 0)
計	400,000	3,400	403,400			

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別会計繰入金	6,001	39	6,040	1 特別会計繰入金	39	介護保険特別会計繰入金 39(既決 1)
計	6,001	39	6,040	-44-		

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	300,000	1,186,500	1,486,500	1 繰越金	1,186,500	繰越金 1,186,500(既決 300,000)
計	300,000	1,186,500	1,486,500			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	145,700	4,700	150,400	1 総務管理債	4,700	コミュニティセンター施設管理費 4,700(既決 800)
5 土木債	95,200	57,700	152,900	1 道路橋りょう債	57,700	道路維持管理費 57,700(既決 0)
7 教育債	517,400	29,300	546,700	5 社会教育債	29,300	図書館施設改修事業 29,300(既決 1,900)
計	1,401,000	91,700	1,492,700			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 財産管理費	725,471	1,102,912	1,828,383				1,102,912	24 積立金	1,102,912	財政調整基金積立金 1,102,912(既決 13,928)
10 まちづくり 推進費	146,027	5,313	151,340		4,700		613	14 工事請負費	5,313	コミュニティセンター施設管理費 5,313(既決 102,983)
計	2,648,486	1,108,225	3,756,711		4,700		1,103,525			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源			
3 障害者福祉費	77,344	267	77,611				267	22 償還金・利子及び割引料	267	特別障害者手当等給付費 164(既決 45,040) 特別児童扶養手当事務経費 103(既決 405)
4 障害者自立支援費	2,554,555	3,886	2,558,441				3,886	22 償還金・利子及び割引料	3,886	障害者医療費 3,857(既決 38,302) 障害児通所等給付費 29(既決 730,007)
6 老人福祉費	76,404	16,000	92,404	16,000				18 負担金・補助及び交付金 補助金	16,000 16,000	老人福祉施設整備事業 16,000(既決 0)
10 後期高齢者医療費	1,145,585	15,672	1,161,257				15,672	18 負担金・補助及び交付金 負担金	15,672 15,672	後期高齢者医療事業 15,672(既決 1,087,901)
11 生活困窮者自立支援費	5,042	836	5,878				836	22 償還金・利子及び割引料	836	生活困窮者自立支援事業 836(既決 5,042)
計	6,767,775	36,661	6,804,436	16,000			20,661			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 児童福祉対策費	211, 620	5, 022	216, 642				5, 022	22 償還金・利子及び割引料	5, 022	放課後児童健全育成事業 4, 033(既決 114, 362) 病児・病後児保育事業 961(既決 12, 171) 子育て短期支援事業 28(既決 279)
3 保育所等運営費	2, 180, 418	6, 162	2, 186, 580				6, 162	22 償還金・利子及び割引料	6, 162	延長保育促進事業 2, 246(既決 24, 684) 一時預かり事業 1, 162(既決 24, 400) 子育てのための施設等利用給付費 776(既決 169, 244) 乳児等のための支援給付費 1, 978(既決 3, 180)
6 母子福祉費	21, 914	3, 691	25, 605				3, 691	22 償還金・利子及び割引料	3, 691	母子生活支援施設等措置費 1, 443(既決 6, 479) 母子家庭等対策総合支援事業 2, 248(既決 10, 603)
計	4, 226, 786	14, 875	4, 241, 661				14, 875			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 扶助費	955,055	32,046	987,101				32,046	22 償還金・利子及び割引料	32,046	生活保護扶助費 32,046(既決 955,055)
計	1,062,101	32,046	1,094,147				32,046			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生総務費	121,263	5,500	126,763				5,500	14 工事請負費	5,500	保健センター施設管理費 5,500(既決 398)
2 母子衛生費	75,964	3,708	79,672				3,708	22 償還金・利子及び割引料	3,708	母子保健事業 755(既決 10,907) 妊婦等包括相談支援事業 2,953(既決 8,756)
4 健康づくり対策費	49,949	58	50,007			300	△242	22 償還金・利子及び割引料	58	健康づくり事業 0(既決 1,006) がん検診事業 58(既決 39,281)
計	2,479,596	9,266	2,488,862			300	8,966			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 畜産業費	1,022	1,000	2,022	500			500	18 負担金・補助及び交付金 補助金	1,000 1,000	畜産振興事業 1,000(既決 150)
5 地域農政推進対策事業費	13,927	5,347	19,274	5,347				18 負担金・補助及び交付金 補助金	5,347 5,347	地域農政推進対策事業 5,347(既決 9,267)
計	393,849	6,347	400,196	5,847			500			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商工業振興費	358,179	0	358,179			100	△100		地域活性化事業 0(既決 3,250)	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	442,320	0	442,320			100	△100			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 道路維持費	185,996	62,513	248,509		57,700	2,000	2,813	12 委託料	134	道路維持管理費 62,513(既決 168,913)
								14 工事請負費	57,878	
								16 公有財産購入費	4,500	
								土地購入費	4,500	
								26 公課費	1	
計	351,100	62,513	413,613		57,700	2,000	2,813			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 公園費	93,544	949	94,493			1,000	△51	14 工事請負費	949	公園改修事業 949(既決 5,649)
計	1,085,890	949	1,086,839			1,000	△51			

(款) 9 教育費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
7 図書館費	81,437	32,604	114,041		29,300		3,304	14 工事請負費	32,604	図書館施設改修事業 32,604(既決 3,045)
計	395,735	32,604	428,339		29,300		3,304			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位：千円)

事 項		限 度 額		前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
								特 定 財 源			
								期 間	金 額	期 間	
図書館空調設備改修事業		49,984			令9	49,984		44,900		5,084	

地方債の前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(変更)

(単位：千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当該年度中起債見込額		補 正 前	補 正 後
		補 正 前	補 正 後		
1 普 通 債	10,828,424	1,401,000	1,492,700	11,157,764	11,249,464
(1) 総 務	4,297,963	145,700	150,400	4,160,912	4,165,612
(6) 土 木	2,699,592	95,200	152,900	2,523,747	2,581,447
(8) 教 育	2,719,696	517,400	546,700	2,864,026	2,893,326
合 計	18,880,999	1,401,000	1,492,700	18,299,046	18,390,746

議第 7 5 号

令和 8 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度羽島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 , 0 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 7 2 5 , 1 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		113,306	23,002	136,308
	1 繰越金	113,306	23,002	136,308
歳入合計		6,702,179	23,002	6,725,181

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 諸 支 出 金		9, 1 7 9	2 3, 0 0 2	3 2, 1 8 1
	1 諸 支 出 金	9, 1 7 9	2 3, 0 0 2	3 2, 1 8 1
歳 出 合 計		6, 7 0 2, 1 7 9	2 3, 0 0 2	6, 7 2 5, 1 8 1

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	113,306	23,002	136,308	1 繰越金	23,002	繰越金 23,002(既決 113,306)
計	113,306	23,002	136,308			

2 歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	9,179	23,002	32,181				23,002	22 償還金・利 子及び割引 料	23,002	償還金 23,002(既決 2,179)
計	9,179	23,002	32,181				23,002			

議第 7 6 号

令和 8 年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度羽島市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 8 , 4 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 0 5 7 , 3 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		1, 1 5 7, 9 3 2	2 5, 0 3 4	1, 1 8 2, 9 6 6
	1 繰入金	1, 1 5 7, 9 3 2	2 5, 0 3 4	1, 1 8 2, 9 6 6
9 繰越金		6 0, 0 2 7	8 3, 4 6 5	1 4 3, 4 9 2
	1 繰越金	6 0, 0 2 7	8 3, 4 6 5	1 4 3, 4 9 2
歳入合計		6, 9 4 8, 8 6 9	1 0 8, 4 9 9	7, 0 5 7, 3 6 8

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 積 立 金		1, 7 2 2	3 5, 0 0 0	3 6, 7 2 2
	1 基 金 積 立 金	1, 7 2 2	3 5, 0 0 0	3 6, 7 2 2
5 諸 支 出 金		3, 0 0 3	7 3, 4 9 9	7 6, 5 0 2
	1 諸 支 出 金	3, 0 0 3	7 3, 4 9 9	7 6, 5 0 2
歳 出 合 計		6, 9 4 8, 8 6 9	1 0 8, 4 9 9	7, 0 5 7, 3 6 8

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 8 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 基金繰入金	184, 170	25, 034	209, 204	1 基金繰入金	25, 034	基金繰入金 25, 034 (既決 184, 170)
計	1, 157, 932	25, 034	1, 182, 966			

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	60, 027	83, 465	143, 492	1 繰越金	83, 465	繰越金 83, 465 (既決 60, 027)
計	60, 027	83, 465	143, 492			

2 歳出

(款) 4 積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護保険給付準備基金積立金	1,722	35,000	36,722				35,000	24 積立金	35,000	介護保険給付準備基金積立金 35,000(既決 1,722)
計	1,722	35,000	36,722				35,000			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 諸支出金

（ウ） 1 品支出金										
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 償還金	3,003	73,499	76,502				73,499	22 償還金・利 子及び割引 料	73,460	返還金 一般会計繰出金 73,460(既決 2) 39(既決 1)
								27 繰出金	39	
計	3,003	73,499	76,502				73,499			

議第 77 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

羽島市長 松 井 聡

市道路線廃止調書

路線番号	路線名称	起点			延長 (m)	備考
		終点				
11 - 3 - 405	江吉良大沼 6 号 線	江吉良町字大沼	2949 番	地先	199.7	
		江吉良町字大沼	2959 番	地先		

市道路線廃止図

江吉良町 江中 文楽堂

11-3-405
江吉良大沼6号線

旧桑原1号都市下水路

パロー羽

縮尺 S=1:2500

11-3-405
江吉良大沼6号線

旧桑原1号都市下水路

縮尺 S=1:2500

議第 78 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道として認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

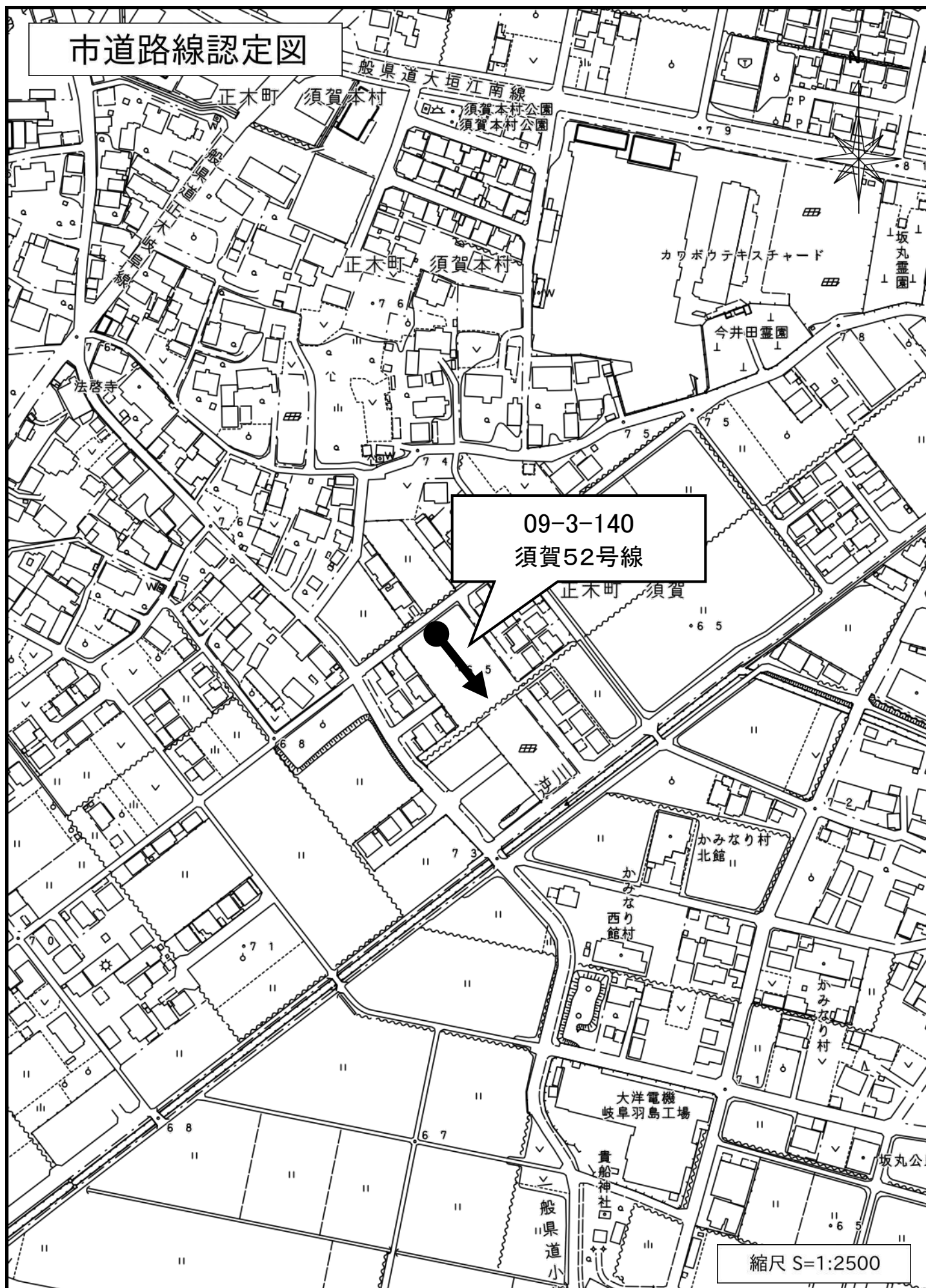
令和 8 年 8 月 28 日提出

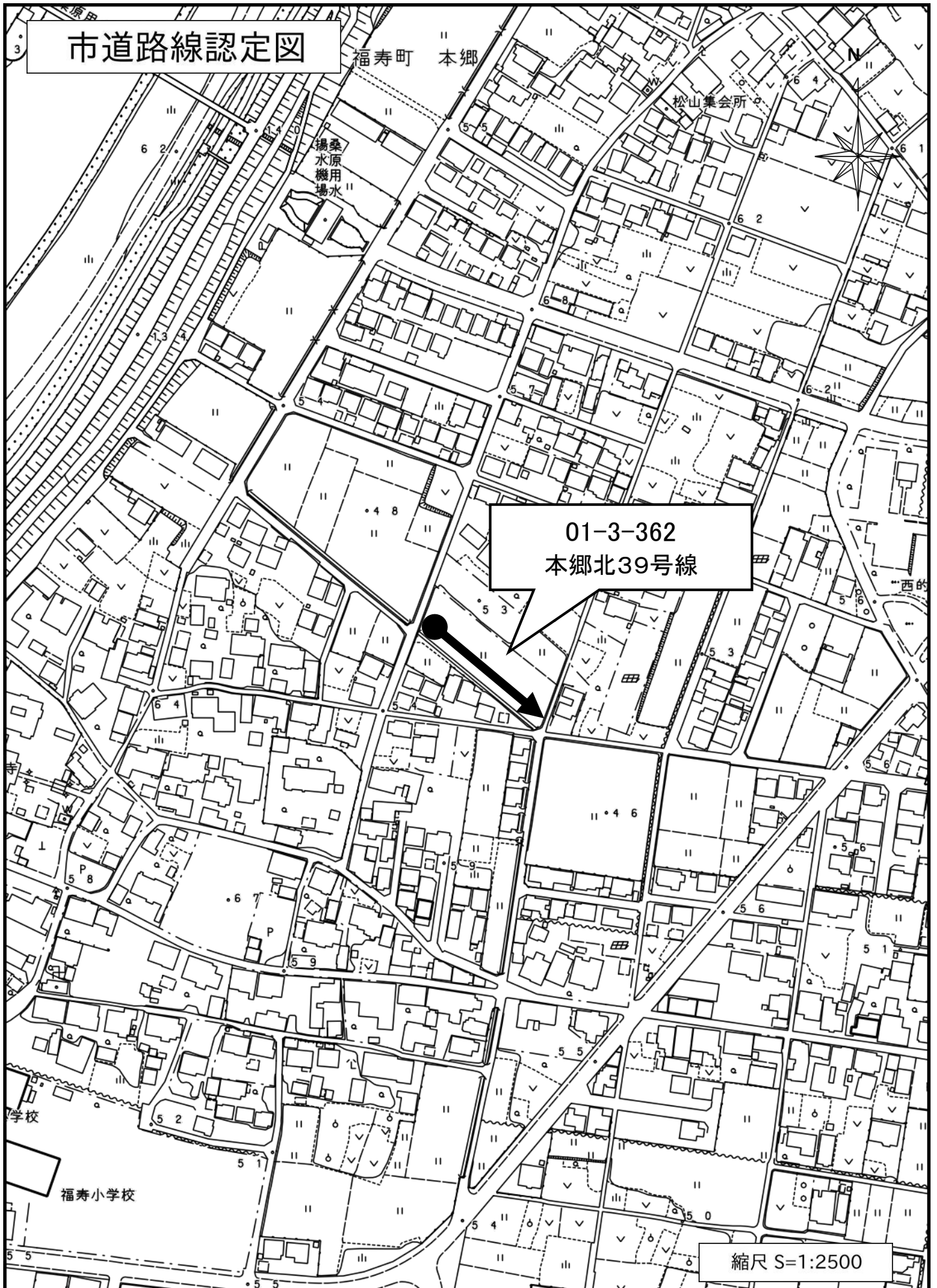
羽島市長 松 井 聡

市道路線認定調書

路線番号	路線名称	起点	重要な経過地	参考 延長(m)
		終点		
09 - 3 - 140	須賀 52 号 線	正木町須賀字明城寺 2585 番 1 地先		50.6
		正木町須賀字明城寺 2585 番 6 地先		
01 - 3 - 362	本郷北 39 号 線	福寿町本郷字正法寺 1299 番 1 地先		81.0
		福寿町本郷字正法寺 1299 番 7 地先		

市道路線認定図





認第1号

令和7年度羽島市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度羽島市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第2号

令和7年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度羽島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

認第3号

令和7年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度羽島市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第4号

令和7年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

認第5号

令和7年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度羽島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第6号

令和7年度羽島市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度羽島市病院事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

認第7号

令和7年度羽島市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度羽島市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡

.....

認第8号

令和7年度羽島市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度羽島市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月28日提出

羽島市長 松 井 聡